

## 大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラムの共同実施に関する協定書

旭川医科大学、北海道教育大学、旭川大学、東海大学、旭川大学女子短期大学部、旭川工業高等専門学校（以下「構成大学等」という。）は、大学教育充実のための戦略的  
大学連携支援プログラムに基づく大学間の連携取組に関し、次の条項により協定を締結  
する。

### （目的）

第1条 構成大学等は、当該地域の知の拠点として、教育研究水準のさらなる高度化、  
教育活動の質保証、個性・特色の明確化に伴う機能別分化の促進と相互補完、大学運  
営基盤の強化等とともに、地域と一体となった人材育成の推進を図ることを目的とし、  
大学間の積極的な連携に取り組む。

### （内容）

第2条 構成大学等は、「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」の申  
請書及び大学間連携戦略に基づき、連携取組を確実に実施する。

### （期間）

第3条 本協定は、協定締結の日から効力を生じ、10年間有効とする。

### （その他）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合は、構成  
大学等が協議し、決定する。

この協定を証するため、本書6通を作成し、構成大学等が各1通を保有する。

平成21年8月13日

旭川医科大学長

吉田晃敏

北海道教育大学長

本間謙二

旭川大学長

山内亮史

東海大学長

松前達郎

旭川大学女子短期大学部学長

山内亮史

旭川工業高等専門学校長

高橋英明